

神奈川県高等学校教科研究会情報部会規約

第1章 総 則

第1条 (名称及び事務局)

本会は神奈川県高等学校教科研究会情報部会と称し、会長の在籍する当該校に事務局を置く。

第2条 (目的)

本会は高等学校教育の情報教育に関する研究を通して情報教育の発展に寄与し、あわせて会員相互の啓発をはかることを目的とする。

第3条 (活動方針及び性格)

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 情報教育に関する研究
- (2) 情報技術に関する研究
- (3) 各種の広報活動
- (4) 研究大会、研究会、講演会、見学会および発表会等の開催
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

第4条 (会員)

本会は神奈川県の高等学校教科研究会に属する学校の教職員からなる。

第2章 事務局

第5条 (事務局)

事務局の任務は、以下の通りとする。

- (1) 事務局は、文書の発行など、事務的な作業を行う。
- (2) 事務局は、広報活動を行いWeb サイト、メーリングリスト等を管理する。
- (3) 事務局長は、原則として会長の在籍する当該校から部会長が指名する。
- (4) 事務局員は、会員校から2名程度部会長が指名する。

第3章 役 員

第6条 (役員)

本会に以下の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名程度
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 2名程度
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 2名
- (7) 役員 若干名
- (8) 参与 若干名
- (9) 顧問 若干名

第7条 (役員の仕事)

部会長は本会を代表し、副部会長は部会長を補佐する。幹事長・副幹事長は会務を執行し、幹事長は神奈川県高等学校教科研究会本部理事を兼務する。

第8条 (役員の名)

役員は、輪番にて別に定めた地区の情報科の免許状を所有する常勤職員のいる代表校4校から1名ずつ部会長が指名する。又会員校から希望者を募り、部会長が指名する。

第9条 (役員任期)

地区代表校より指名された役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 会計

第10条 (収入)

本会の収入は教科研究会の配分金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第11条 (経費)

本会の経費は、次にあげる項目を持ってこれに充てる。

- (1) 研究大会にかかる事業
- (2) 研究調査にかかる事業
- (3) 研究図書購入にかかる事業
- (4) 研究成果刊行にかかる事業
- (5) 広報活動にかかる事業

第12条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

第5章 会計監査

第13条 (会計監査)

本会に会計監査を1名おく。会計監査は本会の会計を監査し、その結果を教科研究会に報告する。

第14条 (会計監査の選出)

会計監査は、原則として前会計がこの職務を行う。

第6章 規約の改正

第15条 (規約の改正)

この規約の改正は幹事長が発議し、部会長が決定する。

附 則

規約の制定

この規約は平成13年4月1日より施行する

この規約は平成14年4月1日より改正施行する

この規約は平成19年4月1日より改正施行する

この規約は平成20年4月1日より改正施行する

この規約は平成23年4月1日より改正施行する

この規約は平成25年5月24日より改正施行する

この規約は平成29年5月22日より改正施行する